

総務省(提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案)

管理 番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	＜追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)＞	
	区分	分野									団体名	支障事例
3	B 地方に対する規制緩和	その他	公共施設等運営権制度(コンセッション)の導入に関して手続の見直し	公共施設等運営権制度(コンセッション)の導入に関して、手続の見直しにより、条例の簡潔化、事務の簡略化がなされるよう見直しを求める。	公の施設に、財産の使用許可などを伴うコンセッション方式を導入する場合、利用許可権限の委任にあたり、PFI法による運営権の設定に加えて地方自治法による指定管理者の指定(指定管理者制度との重畳適用)という、2つの法律に基づく手続を要するが、条例の規定が複雑であること、事務手続が煩雑であることから、速やかな導入が行えずにしている。	手続の見直しにより、条例の簡潔化、事務の簡略化が期待でき、民間事業者による安定的で自由度の高い運営を可能とすることにより、利用者ニーズを反映した質の高いサービスを提供できる。	民間資金等の活用による公共施設等の整備の促進に関する法律第2条第6項、第16条 地方自治法第244条の2第1項、第3項	内閣府、総務省	神奈川県		宮城県、ひたちなか市、愛知県	○使用許可権限を委任する場合、PFI法による運営権の設定と地方自治法による指定管理者の指定という手続きが必要となり、条例の規定が煩雑で事務手続きも煩雑となるので、コンセッション方式の導入に関する手続きの簡略化を求めるもの。 ○本県においても、コンセッションと指定管理の併用の必要性から、条例の複雑化、事務の煩雑化、コンセッション事業者の地位等の分かりづらさといった課題が生じている。
62	B 地方に対する規制緩和	その他	公共施設等運営権(コンセッション)事業者に対する施設利用許可権限の付与	施設利用に許可を要する公の施設に公共施設等運営権制度(コンセッション)を導入する場合、指定管理者制度を重畳適用しなくても、コンセッション事業者が施設の利用許可を行えるようにすること。	本県では、新設する国際展示場(施設利用に許可を要する公の施設。行政財産)にコンセッション方式を導入することとしている。PFI法による運営権の設定に加えて、地方自治法による指定管理者の指定(指定管理者制度との重畳適用)という、2つの法律に基づく手続を要することから、以下の支障が生じている。 □ 条例の規定が複雑 □ 事務手続が煩雑 □ 運営事業者の地位及び権利関係(コンセッション事業者の行為がPFI法に基づく運営権によるものか、地方自治法に基づく指定管理権限によるものか)が分かりづらい	手続の見直しにより、条例の簡潔化、事務の簡略化、コンセッション事業者の地位・権利関係の明確化が期待される。	・地方自治法 ・民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(PFI法)	内閣府、総務省	愛知県		宮城県、ひたちなか市、神奈川県、刈谷市、京都府	○使用許可権限を委任する場合、PFI法による運営権の設定と地方自治法による指定管理者の指定という手続きが必要となり、条例の規定が煩雑で事務手続きも煩雑となるので、コンセッション方式の導入に関する手続きの簡略化を求めるもの。 ○利用料金の徴収を行う既設の公共施設の維持管理・運営において、コンセッション方式により選定を受けた民間事業者に第三者への使用許可権限を付与するためには、指定管理者の指定をしなければならない。この重畳適用問題では、先に示されている条例の規定内容の複雑さ等の支障事例のほか、コンセッション方式に基づく契約期間と指定管理者制度における指定期間との違い(※)が、民間事業者のノウハウを生かした施設の効果的な活用の妨けになっていると考える。 ※コンセッション方式に基づく契約期間…10年以上の長期 指定管理者制度における指定期間…制度的には長期も可能だが、9割以上の市町村が5年以下としている。(平成28年3月総務省自治行政局行政経営支援室取りまとめによる「公の施設の指定管理者制度の導入状況等に関する調査結果」より) ○現在、某スタジアムにおいて、コンセッション方式の導入を念頭に置いたPFI導入可能性調査を実施していますが、提案団体同様、施設利用に許可を要する公の施設にコンセッション・PFIを導入する場合、指定管理者制度を重畳適用しないコンセッション事業者が施設の利用許可を行えない場合があることが判明した。
129	B 地方に対する規制緩和	その他	国に移譲を要請できる事務の範囲の拡大	国に移譲を要請できる事務の範囲が密接に関連する事務に限定されていることで要請権が実質的に行使できないことからその見直しや要請を行ったときは、協議に応じるべきことを求める。	地方自治法第252条の17の2による「条例による事務処理特例制度」では、市町村長から都道府県知事に対し知事の権限の一部を当該市町村に移譲するよう要請することができ、要請があったときは、都道府県知事は速やかに当該市町村長と協議しなければならない(同条第4項)とされている。 一方、国からの事務・権限移譲を受けることのできる広域連合においては、都道府県の加入する広域連合長は、国の行政機関の長に対し、その事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる(地方自治法第291条の2第4項) 【支障事例】 現行規定では、移譲を求めることができる事務は広域連合が現在担っている事務と密接に関連する事務に限定されているため、国からの事務移譲がともなわれないまま、事務の持ち寄りを行った場合には効果的な事務遂行ができず、要請権の行使に先立って、構成団体から関連する事務だけを持ち寄ることを求められるため、実質的にその行使ができない。 また、要請にあたり、構成団体の同意形成等に時間、労力を費やすこととなるが、国に移譲を要請したとしても「条例による事務処理特例制度」とは異なり、協議にも応じてもらえず、徒労に終わる可能性がある。そのため、国に対して広域連合が必要とする事務の移譲を要請する機運が高まらない。	国から移譲される事務と構成団体から持ち寄った事務を一体的に処理することにより、二重行政の解消や事務集約化による効果が得られる。	地方自治法第252条の17の2第3項、第4項 第291条の2第4項	総務省	関西広域連合(共同提案) 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市			
264	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象の拡大	一部の住戸に居住者がいる長屋の空き住戸についても、「空家等対策の推進に関する特別措置法」の対象とされたい。	【現状】 府内では、区分所有されている長屋の一部が空き住戸となっており、長年放置されたことにより屋根や柱などの主構造部が腐食し隣の住戸に悪影響を及ぼしている長屋が多数存在している。 【支障事例】 空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、「法」という)は、対象となる空家において、第2条において、「建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの」と規定しており、建築物単位で「空家等」に該当するか否かを判断するため、1棟に複数戸が連なる長屋は、一部の住戸に居住者がいれば、法の定める「空家等」とみなされない。そのため、法に基づく固定資産税情報等の利用ができず、登記簿謄本により判明した所有者に対し文書送付を行っているが、転居や死亡されている事案が多く指導等に苦慮しているほか、税制上の措置(勧告に伴う固定資産税の住宅用地特例の適用除外)ができず、改善の働きかけの実効性に支障をきたしている。 【制度改正の必要性】 「平成28年の地方からの提案等に関する対応方針」(平成28年12月20日閣議決定)において、各地方公共団体の取組事例等について、平成29年度中に情報提供を行う旨の対応方針が示された。 府内でも、自主条例を制定し、法が規制対象としていない長屋の空き住戸に対する助言・指導等の措置規定を設けて、対応している自治体はある。しかし、固定資産税情報等の利用や税制上の措置については、法への明記が必要である。	法が施行され、府民に浸透してきたことで、課税情報等を利用して所有者に改善を働きかけ、問題解決に至るケースが増加してきた。 府内には管理不全の長屋が多数存在することから、当該長屋の空き住戸についても法の対象とすることで、所有者等の特定や改善の働きかけの実効性が高まり、これまで以上に府民の住環境の改善が図られる。	空家等対策の推進に関する特別措置法 第2条	総務省、国土交通省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、堺市、関西広域連合	いわき市、ひたちなか市、相生市、多治見市、静岡県、豊橋市、松原市、神戸市、伊丹市、宝塚市、奈良県、田川市、佐賀県、大村市、宮崎市	○ 当市も特性として長屋が多く存在するため、一部居住者の長屋の空き家に対しても指導できるように自主条例を制定している。法で長屋を担保していただければ、幸いである。 ○ 戸建て住宅では、相続登記が適切になれておらず、その所有者の特定に時間を要しているものがあるため、今後、同様の事例が発生するおそれがある。 ○ 当団体で、老朽建築物を対象とした条例を制定している。条例により、居住家態等がある家屋であっても、周辺環境に対して危険な状態であれば一部が空き家となっている長屋も対象としてその解消措置をとるよう所有者に求められる。しかし、税情報の利用等については、条例ではなく法律で規定すべき事項であり、現状では長屋等における所有者特定は、戸建空き家に比べて難しい状況となっている。 ○ 当市においても、一部の空き住戸が著しく危険な状態であるにもかかわらず、別住戸に居住者がいる長屋住宅がある。居住している方の生活や生命を脅かす可能性のある状態は、好ましいものではないと考えているが、空家等対策の推進に関する特別措置法の適用外となり対応に苦慮している。 ○ 長屋等については、大半が空き家となっており、居住者が一人でもいる場合は、特別措置法に基づく空き家等に該当しないことから、空き家対策の主体である市町が対策を講じることができないのが現状である。当県でも放縦住宅がまだ数多く残っていることから、同様の支障事例がある。長屋等についても、市町が空き家対策の一環として取り組めるよう、制度改正は必要と考える。 ○ 区分所有されている長屋において、一部住戸に居住者がいるために、管理不十分な状態の空き住戸があっても特措法に規定する措置の対象とならないものが市内には多く存在する。長屋は構造的に一体であるため、隣接する住戸へ雨水が侵入するなど、周辺への影響度は戸建住宅より高い場合がある。また、居住者が空き住戸部分の管理をすることは不可能であることから、一部居住のある長屋であっても、特措法に規定する措置の対象とすべきと考える。 ○ 当市において、長屋の一部は破損は建築基準法の危険建築物として対応している。空家等対策の推進に関する特別措置法と建築基準法での調査権限、措置に違いがあることから、長屋に限らず周辺に悪影響を及ぼしている建築物は、空き家であるか否かによってその取扱いが変わるため、業務に支障をきたしていることから、本提案は妥当であると考えられる。 ○ 当市でも同様に居住者がいる長屋の空き室が管理が悪く、倒壊のおそれがあるなどの相談が寄せられ、対応に苦慮した事例がある。 ○ 当市においては、条例を制定し、空家空地対策に取り組んでいるところであるが、所有者調査における固定資産税情報の取得に関しては法根拠が必要であるため、提案団体と同様の支障事例が生じている。 ○ 当市においても長屋の一部の空き家が倒壊や部材の落下のおそれ等により周辺の居住環境に悪影響を及ぼしているものが古くからの市街地に多数存在している。これらの空き家を法的対象とし、課税情報の利用による迅速な所有者の特定及び法を根拠とすることによる是正指導等の実行性を高めることで、早期に危険箇所の是正改善を促進する。 ○ 当市においては、戦時中に建てられた長屋が多数存在しており、その多くが老朽化した状態で、周辺住民からの苦情も多く大変苦慮している。これらの長屋にも特措法が適用できるようになれば、指導・助言、勧告、命令と適切に対応することが可能となる(少なくとも区分所有している長屋については特措法が適用できるようにしたい)。 ○ 当市においても、老朽化した長屋住宅の一部についての相談を受けているが、法では空家等と定義されていないため、固定資産税情報等の利用ができず、登記簿謄本により判明した所有者に対し文書送付を行っているが、転居や死亡されている事案が多いため、対応に苦慮している。	